6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数　構成員の数は、２社とする。
⑵　構成員の組合せ　構成員の組合せは、当局による一般競争参加資格のうち「プレストレスト・コンクリート工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。
⑶　構成員の資格要件　すべての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。
⑷　出資比率　すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率でなければならない。
⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大であるものとする。
⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
①　発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると認定されたときから工事の請負代金の完成払をしたときまで。
②　発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると認定されたときから契約の相手方が確定したときまで。
7　資格審査申請書類
⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
⑵　共同企業体等調書
⑶　経審結果通知書の写し
※平成23・24年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。(経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けている場合は、当該再認定の申請において用いたものに限る。)
⑷　共同企業体協定書の写し
8　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。
9　その他
⑴　共同企業体の名称は、「○○○・□□□(会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長中野則夫が公告する入札参加資格の確認を受けること。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
5⑵に同じ。

競争参加者の資格に関する公示

国道108号花渕山２号トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成 24 年 10 月 12 日
東北地方整備局長　徳山日出男
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　工事名　国道108号花渕山２号トンネル工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　宮城県大崎市鳴子温泉花渕山地内
3　工事内容　トンネル　内空断面積50.4㎡、掘削Ｌ＝1,194m、支保工Ｌ＝1,194m、覆工Ｌ＝1,194m　工期　契約締結日の翌日から平成27年３月26日まで
4　申請の時期　平成24年10月12日から平成24年11月２日まで（土曜日、日曜日､休日を除く。)。なお、申請期限の日の翌日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日、休日を除く。)においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事)」(以下「申請書」という。)は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171に、持参により提出すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書㈱（下記6⑸の条件を満たすものに限る。)の写し。
②　下記6⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事)」(平成24年10月12日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。)。
⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」(平成24年３月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年３月30日付け公示」という。)５建設工事の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成24年３月30日付け公示６建設工事に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社による組み合わせとする。ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。
①　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
②　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数）が1,200点（代表者以外の構成員にあっては1,100点）以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（代表者以外の構成員にあっては1,100点）以上であること。)。
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。
①　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、平成９年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。)として完成・引き渡しが完了した、下記㈠から㈢の要件を全て満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること。代表者以外の構成員にあっては、同じく次のⓐかつⓒの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。)。
㈠　内空断面積(覆工後の内空面積)が45㎡以上の施工実績を有すること。
㈡　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,000m以上の施工実績を有すること。
㈢　当該施工実績が適切なものであること。
適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。ただし、㈠及び㈡は同一トンネルで施工した実績であること。